

森 産 第 930 号
令 和 7 年 12 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

森町長 太田 康雄

市町村名 (市町村コード)	森町 (22461)
地域名 (地域内農業集落名)	森町 (黒田・三倉・中村・上野平・大河内・乙丸・大府川・中野・大久保・田能・木根・大鳥居・葛布・西俣・黒石・下間詰・上間詰・鍛治島・亀久保・嵯塚・城下・天宮・下一・下二・向天方・橘・薄場・米倉・大久保・片瀬・赤根・谷崎・宮代西・宮代東・草ヶ谷・上川原・円田上・円田下・谷中・中川上・中川下・牛飼・市場・下飯田・中飯田・上飯田・東組・西組・鴨谷・福田地・南戸綿・北戸綿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は、北部は茶、中部は茶・水稻・温室メロン、南部は水稻・レタス・スイートコーン・温室メロン・柿が基幹作物として生産されている。北部、中部地域を中心とした樹園地については、数箇所では農地造成事業が行われ、茶園として集団性が維持されているものの、大部分が小規模で分散されている。南部地域を中心とした水田地帯は、基盤整備や暗渠排水の整備が行われており、水稻、レタス、スイートコーンが作付体系として定着している。しかしながら、近年は農業従事者の高齢化や担い手不足、小規模化、急傾斜地農地の遊休化や荒廃の進行などがみられる。また、北部を中心に鳥獣被害が多く発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業を担う者への農地の集積・集約化等を進め、荒廃農地の発生防止と解消を図ることを基本とする。茶については、高齢化対策と省力化を推進するため、乗用型摘採機等の機械化を推進する。また、販路拡大のため、輸出向け煎茶や有機茶の供給体制を検討していく。
水稻と水稻裏作であるレタス・スイートコーンについては、今後も継続し、水田の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,584.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	902.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員会とも連携を図りながら、農地中間管理事業を活用し、認定農業者を中心に「地域内の農業を担う者」への集積を基本として取り組む。また、経営体間の調整を基に集約化に向けた検討を行っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を活用した農地の賃借を推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

森町において基盤整備事業による農道の整備や暗渠排水の整備などを実施することで、農地の耕作条件の改善を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の担い手の法人化を進めるとともに、JAや県などの関係機関と連携して多様な経営体を担い手として確保・育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害に対しては補助事業等を活用しながら侵入防止策の設置、箱わなによる安全・効果的な捕獲の推進を図るなど、継続的な対策を実施する。

有機・減農薬・減肥料と畑地化・輸出等については、茶の販路拡大のため、海外への輸出拡大に向けて、有機茶の生産について検討する。

果樹等については、町の基幹作物である次郎柿の生産や原木の保存・管理等を継続していくとともに、荒廃茶園の転換作物として、柑橘や栗等の生産を推進していく。

耕畜連携については、森のゆうき土づくりセンターを中心に優良な堆肥生産を継続していく。